

(別紙) 新たな届出制・定期報告の対象について

※新たな届出は本年10月1日から受付開始予定、定期報告制度は令和9年4月1日から施行予定

赤字が見直し・新設箇所

- 改正食糧法第9条及び第11条に基づく新たな届出・定期報告については、全業種、年間取引数量等が300トン以上の者を対象とする。
- 頻度は、集荷・卸売・第一種小売業者は毎月、生産者は毎年2回、第二種小売、加工、中食・外食は毎年1回とする。
- 各報告事項について、原則、国産米・輸入米別、玄米・精米別、用途別、一部、年産・産地別等米穀の分類ごとに区分して報告いただくこととする。
- 定期報告の対象とならない第47条届出者に対しては、毎年1回、第51条調査により在庫量と取引数量を把握予定。

(取扱数量の「トン」は玄米ベース。「精米トン」と記載あるもののみ精米ベース)

		生産	集荷・卸売・第一種小売（※1）		第二種小売等（※2）	加工	中食・外食
届出	要件	300トン以上【第9条】 20精米トン以上（消費者等に直売する場合）【第47条】	300トン以上【第9条】 20精米トン以上【第47条】		300トン以上【第9条】 20精米トン以上【第47条】	300トン以上【第9条】	
	要件	300トン以上（※4）	集荷： 5,000トン以上 卸売・第一種小売： 50,000トン以上	集荷： 300トン～5,000トン 卸売・第一種小売： 300トン～50,000トン	300トン以上	300トン以上	
	報告事項	①在庫量 ②出荷販売量 ③生産量 ④出荷販売の相手方の業種 ⑤その他米穀流通に関する事項	①在庫量 ②出荷販売量 ③買入数量 ④相手方の業種 ⑤とう精数量 ⑥出荷販売買入価格 ⑦その他米穀流通に関する事項	①在庫量 ②出荷販売量 ③買入数量 ④相手方の業種 ⑤とう精数量 ⑥その他米穀流通に関する事項	①在庫量 ②販売数量 ③買入数量 ④その他米穀流通に関する事項	①在庫量 ②使用数量 ③買入数量 ④その他米穀流通に関する事項	
	頻度	毎年1月・7月	毎月	毎月	毎年7月	毎年7月	

※1 第一種小売：とう精設備を有する小売事業をいう（町の米穀店など）。

※2 第二種小売等：第二種小売とは、小売事業のうち、第一種小売以外のとう精設備を有さないものをいう（スーパーなど）。このほか、卸売事業で、とう精設備を有さず、グループ会社である実需者のみに販売する特定の営業形態である事業者については、第二種小売と同様の規制とする。

※3 フランチャイズである場合には、本部（フランチャイザー）から、加盟店の分もまとめて届出・報告いただくこととし、この場合、加盟店の届出・報告義務は免除する。

※4 生産者については、①自ら生産した米 ②他者から販売又は販売の委託を受けた米 について、①②の販売・販売委託の合計数量が300トンを超えた場合に対象とする。（300トン进行令和7年産水稻の全国の10a当たり平年収量539kgで換算すると、50ha超の収獲面積に相当。）